

奈良県告示第百十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、上品寺土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があった。

平成二十七年七月十日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の様名、氏名及び住所

理事	上田 長守	橿原市上品寺町一六三
〃	森岡 省悦	〃
〃	村井 勝	〃
〃	松吉 徹也	〃
〃	今西 勝栄	〃
監事	上田 勝	〃
〃	森岡 勉	〃

二 就任役員の様名、氏名及び住所

理事	吉田 政秋	橿原市上品寺町一七四
〃	森岡 省悦	〃
〃	増田 金治	〃
〃	村田 弘	〃
〃	吉田 富一	〃
監事	森岡 勉	〃
〃	西本 賢一	〃